

公立大学法人公立鳥取環境大学授業料の減免に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程(以下「授業料等に関する規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、授業料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 授業料の減免の種類は、半額免除及び全額免除とする。

2 理事長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、別表1-1に掲げる学業条件を満たすと認めるときは、当該学生の授業料の半額を免除することができる。

- (1) 学生と生計を一にする家族全員が住民税非課税である場合
- (2) 火災、風水害等の災害又は学資を主として負担している者の疾病、障害若しくは死亡等の急変的事情(以下「急変的事情」という。)により、申請年において、学生と生計を一にする家族全員の総収入金額の見込額から別表2に掲げる特別控除額を差し引いた金額が、別表3に掲げる所得基準額以下である場合

3 理事長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学生の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 学生と生計を一にする家族全員が住民税非課税である場合、かつ、別表1-2に掲げる学業条件を満たすと認めるとき。
- (2) 急変的事情により、申請年において、学生と生計を一にする家族全員の総収入金額の見込額から別表2に掲げる特別控除額を差し引いた金額が、別表3に掲げる所得基準額以下である場合、かつ、別表1-2に掲げる学業条件を満たすと認めるとき。
- (3) 学生が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する場合
- (4) 世帯を構成する者が居住する家屋が地震、風水害等により全・半壊した場合で、授業料の支弁が特に困難であると理事長が認めた場合

(減免を行う期間)

第3条 授業料の減免を行う期間は、申請のあった年度とする。

2 前項の期間は、理事長が必要と認める範囲内でこれを延長することができる。

3 授業料の減免は、公立鳥取環境大学学則(以下、「学則」とする。)第48条に定める卒業又は公立鳥取環境大学大学院学則(大学院学則)第15条に定める修了に必要な最小限の在学期間内のみ行うことができる。

(減免の申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、年度途中で事由が発生した場合を除き、授業料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、毎年理事長が定める日までに、理事長に提出しなければならない。

2 年度途中で事由が発生した場合の申請においては、事由が発生した時点から6カ月以内に申請しなければならない。

3 授業料を滞納している者は、前項の申請をすることはできない。ただし、授業料等に関する規程

で定める延納又は分納を許可された者は、この限りではない。

4 既に半額免除が決定している者が、年度途中で事由が発生した場合の全額免除に該当すると思われる際は、改めて申請することができる。

(減免の決定)

第5条 理事長は、授業料の減免の申請があったときは、第2条に定める減免の基準に適合するかどうか等について審査し、速やかに授業料の減免の可否を決定するものとする。

(減免の通知)

第6条 理事長は、授業料の減免の可否を決定したときは、授業料の減免を申請した者に対し、授業料減免に関する通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 理事長は、授業料の減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 授業料の減免の事由に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により授業料の減免の決定を受けたとき。

(3) 学則第51条又は大学院学則第43条の規定により懲戒の処分を受けたとき。

2 理事長は、前項の規定により授業料の減免の決定を取り消したときは、授業料の減免の決定を取り消した者に対し、その旨を授業料減免取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により授業料の減免の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る授業料を徴収するものとする。

(異動の届出)

第8条 授業料の減免の決定を受けた者は、前条第1項第1号の規定に該当することが明らかになったときは、速やかに授業料減免事由消滅届(様式第4号)により理事長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第11号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第45号)

この規程は、平成26年10月7日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 - 1 (第2条関係)

学年	学業条件
1年次	前期に16単位以上を修得していること。
2年次	1年次終了までに32単位以上を修得していること。
3年次	2年次終了まで64単位以上を修得していること。
4年次	3年次終了までに修得すべき必修科目を修得し、96単位以上を修得していること。
大学院1年次	前期の素点平均が85点以上であること。
大学院2年次	1年次の素点平均が85点以上であること。

別表第1 - 2 (第2条関係)

学年	学業条件
2年次～4年次	前年度の素点平均が85点以上又は素点平均が所属する学科の上位20%以内であること。
大学院生	大学院1年次の素点平均が95点以上であること。

別表第2 (第2条関係)

	特別の事情	特別控除額
A 世帯を対象とする控除	母子・父子世帯であること。	490,000円
	就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき 80,000円
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき 160,000円
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき (/ 自宅通学 280,000円 / 自宅外通学 470,000円 /
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき (/ 自宅通学 410,000円 / 自宅外通学 600,000円 /
		国・公立高等専門学校学生1人につき (/ 自宅通学 360,000円 / 自宅外通学 550,000円 /
		私立高等専門学校学生1人につき (/ 自宅通学 600,000円 / 自宅外通学 800,000円 /
		国・公立大学学生1人につき (/ 自宅通学 590,000円 / 自宅外通学 1,020,000円 /
		私立大学学生1人につき (/ 自宅通学 1,010,000円 / 自宅外通学 1,440,000円 /
		国・公立専修学校高等課程生徒1人につき (/ 自宅通学 170,000円 / 自宅外通学 270,000円 /
		私立専修学校高等課程生徒1人につき (/ 自宅通学 370,000円 / 自宅外通学 460,000円 /
		国・公立専修学校専門課程生徒1人につき (/ 自宅通学 220,000円 / 自宅外通学 620,000円 /
	私立専修学校専門課程生徒1人につき (/ 自宅通学 720,000円 / 自宅外通学 1,120,000円 /	
障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 860,000円	
長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額	
主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。	
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額	
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき 380,000円。 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
B 本人を対象とする控除	(大学・大学院・短大) (/ 自宅通学 280,000円 / 自宅外通学 720,000円 /	

別表第3（第2条関係）

所得基準額表

世帯員数（人）	所得基準額（円）
1	880,000 円
2	1,400,000 円
3	1,620,000 円
4	1,750,000 円
5	1,890,000 円
6	1,990,000 円
7	2,070,000 円

（注）世帯員数が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円を世帯員数7人の収入基準額に加算する。

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 様

授業料減免申請書

下記の記載事項に相違はありませんので、公立大学法人公立鳥取環境大学授業料減免規程第2条の規定に基づき、年度授業料の減免を申請します。

申請者 学籍番号 学年 年
氏名 印
住所
電話番号

保証人(自署) 氏名 印
住所

世帯構成・同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業・勤務先名			世帯主との同居・別居
		父						同・別
		母						同・別
								同・別
								同・別
								同・別
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学	奨学金(額)
		本人			公立鳥取環境大学		円	円
							円	円
							円	円
過去1年以内の罹災の状況				・罹災年月日 年 月 日		・被害額 円		
申請理由 (家計状況などを記載)								
減免が承認された場合の振込先 (但し、半額免除の場合、原則、後期分授業料の納付免除で取扱います)				銀行(銀行コード:) 支店(支店コード:) フリガナ 口座番号() 口座名義人()				

<添付書類: ~ は申請者全員が提出、 ~ は該当者のみが提出>

住民票の謄本

家計急変の場合は、そのことを証明できる書類等

世帯の本年度の所得・課税証明書

罹災の場合は罹災証明書及び被害額を証明できる書類等

生活保護受給証明書(第2条第3項第3号に該当する者のみ)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

学籍番号

氏 名

様

公立大学法人公立鳥取環境大学

理事長

印

授業料減免に関する通知書

年 月に申請のありました 年度分の授業料減免について、公立大学法人公立鳥取環境大学授業料減免規程第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 決定内容

2. 減免の額

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

学籍番号

氏 名

様

公立大学法人公立鳥取環境大学

理事長

印

授業料減免取消通知書

年 月 日付で承認した 年分の授業料減免について、公立大学法人公立鳥取環境大学授業料減免規程第7条により、減免の取消しが決定しましたので通知します。

記

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 様

申請者	学籍番号	学年	年
	氏名		印
	住所		
	電話番号		

授業料減免事由消滅届

年 月 日付で決定のありました 年度授業料減免について、
年 月 日をもって、その事由が消滅しましたのでお届けします。